

鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき 講ずべき措置について



答申（案）

平成26年1月
中央環境審議会

鳥獣被害の現状

➤ 野生鳥獣による生態系、農林水産業、生活環境被害が、拡大・深刻化

ニホンジカによる生態系への影響



- 樹皮を食べることで樹木が枯死し森林が衰退
- 地表に生える植物を過度に食べ、生態系が単純化
- 全30国立公園のうち20の公園に被害

樹皮剥ぎによる森林衰退（剣山国立公園）

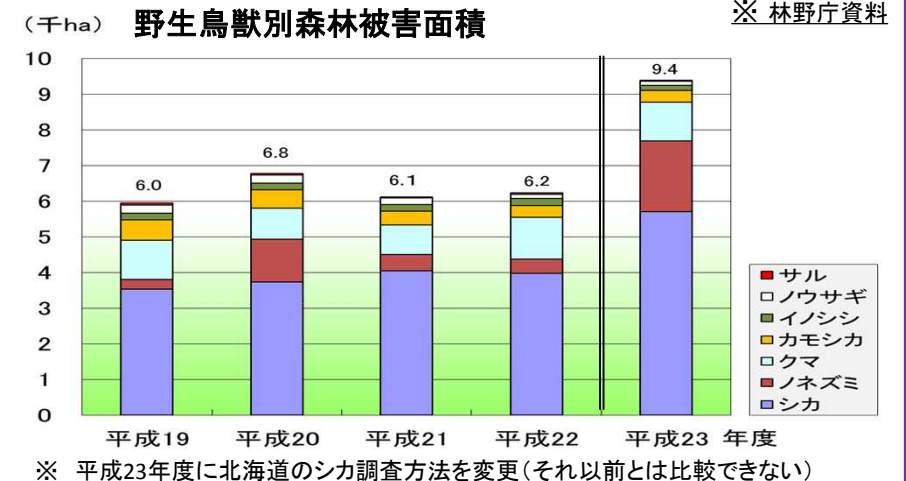
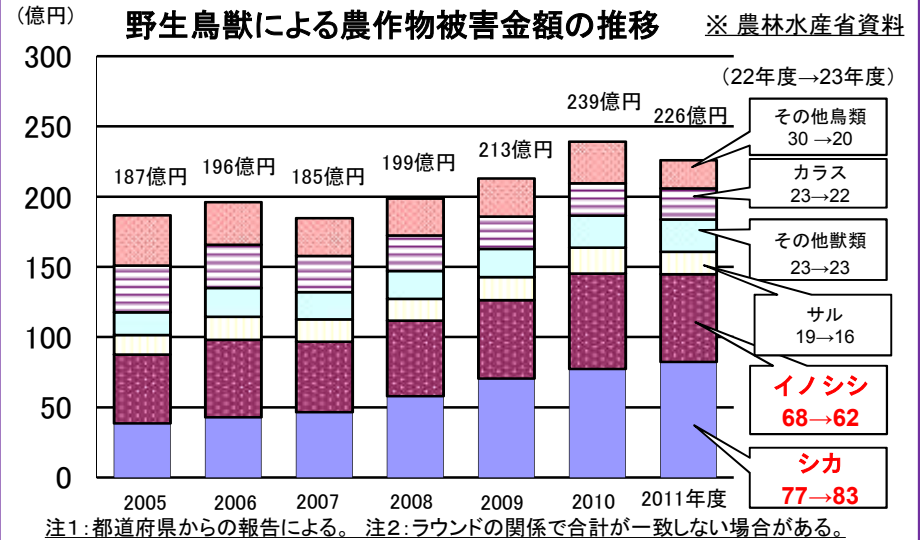


高山帯のお花畑の消失（南アルプス国立公園 塩見岳）



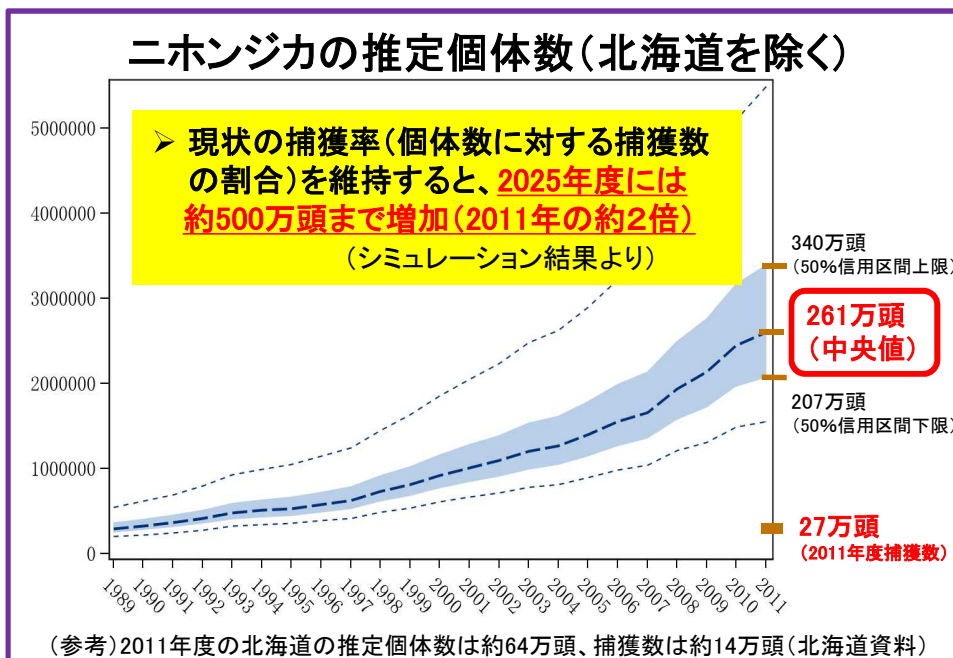
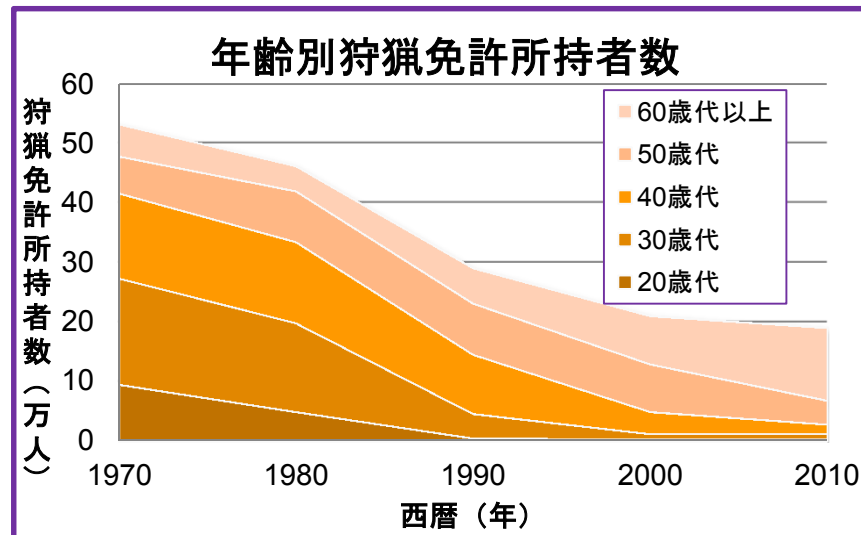
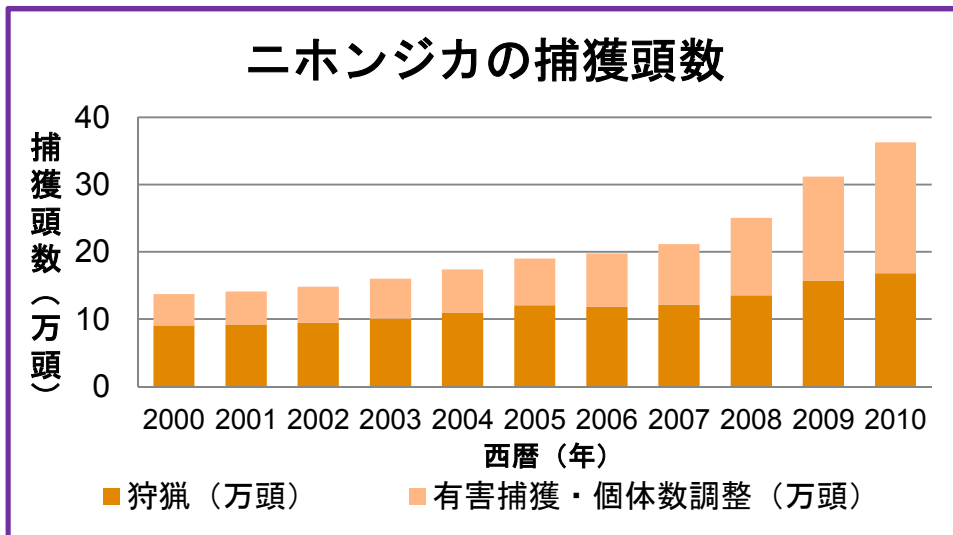
- 集落に出没した鳥獣による住民のけがの発生や、列車・自動車事故等の生活環境被害の増加
- 森林が持つ水源涵養や国土保全機能の低下

- 農作物被害額：年間200億円前後で高止まり
- 森林被害面積は年間9千ha（シカ被害が顕著）



鳥獣被害対策の課題

➤ **ニホンジカ等の生息域拡大と個体数増加、狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足**



現在実施している主な対策

①担い手確保対策

- ・ 狩猟者を増やすためのフォーラムの開催
- ・ 地域ぐるみの捕獲を進める研修会の開催

②効果的な捕獲の推進

- ・ 鳥獣保護管理の専門家の人材登録事業
- ・ 行政担当職員を対象とする研修
- ・ 大量捕獲手法の検証 (高度な射撃技術、大型囲いわな等)

③国立公園等におけるニホンジカの捕獲

(例: 知床国立公園では、2011年度は856頭捕獲)



鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(案)

➤ 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる**人材の育成及び捕獲体制の強化**等が急務

- 今後講ずべき措置について中央環境審議会に諮問（平成24年11月）。自然環境部会「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において検討。

鳥獣管理の充実

➤ 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、**積極的な「管理（マネジメント）」**に転換。

鳥獣管理体制の強化

- シカ等の捕獲を行う**事業者を認定する制度**を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢（現20歳以上）を引き下げ

都道府県等による捕獲の強化

➤ 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、**都道府県や国が計画に基づく捕獲事業**を実施

- ※捕獲事業に係る規制緩和の例
- ・ 捕獲許可を不要とする
 - ・ **夜間の銃による捕獲**を可能とする（認定事業者が行う場合）

被害防止のための捕獲の促進に向けて

- 国が、シカ等の**個体数の調査**や都道府県の**取組の評価**を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- 被害の状況や捕獲の意義・必要性について**国民の理解を醸成**

- 1月下旬の中央環境審議会にて答申をいただく予定。
⇒ **答申を踏まえて、鳥獣保護法の改正も含めた対策の強化**を検討。

検討の経緯

	部会・小委員会等	主な内容
平成24年11月29日	環境大臣が中央環境審議会長に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」を諮問	
12月13日	野生生物部会 <small>(※2月に自然環境部会に統合)</small>	諮問
平成25年3月26日	自然環境部会	鳥獣保護管理のあり方検討小委員会の設置
5月13日	第1回小委員会	現状と課題等
5～6月	現地調査	知床、丹沢
6月10日	第2回小委員会	関係団体ヒアリング等
6月28日	第3回小委員会	関係法令、特定計画等
8月7日	第4回小委員会	主な論点等
9月10日	第5回小委員会	講ずべき措置
10月16日	第6回小委員会	講ずべき措置
11月6日	第7回小委員会	答申素案
(11月18日～12月17日)	パブリックコメントの実施	
12月24日	自然環境部会	答申素案の中間審議
平成26年1月15日	第8回小委員会	答申案
1月27日	自然環境部会	答申(予定)